

マイナンバー情報総点検について（全体像）

1. 概要

- マイナンバー情報総点検では、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った（6月 マイナンバー情報総点検本部を設置）。（健康保険証、共済年金、公金受取口座の事務については、先行して点検を行ってきた）
- 紐付け方法の調査結果を踏まえ、332の自治体と労基署1署において、原則11月末までに個別データの点検を行い、紐付け誤りが判明した場合は修正するといった対応を実施し、紐付け誤りを可能な限り解消してきた。
- 全体の点検結果としては、
点検対象件数：8,208万件、本人確認作業が終了した件数（割合）：8,206万件（99.9%）
なお、障害者手帳情報の一部（1.5万件）は、照合不一致データについて本人確認作業を継続中（12月中に終了見込み）。

2. 総点検で判明した紐付け誤り

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
健康保険証情報※1	1,571万件	1,142件	0.007%
共済年金情報	507万件	119件	0.002%
公金受取口座情報	5,622万件	1,186件	0.002%
所得・個人住民税情報	7,789件	4件	0.051%
障害支援区分認定情報	2,325件	1件	0.043%
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	157,763件	152件	0.096%
障害福祉サービス受給者証情報	2,895件	6件	0.207%

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
生活保護情報	62,351件	22件	0.035%
障害者手帳情報	480万件	5,645件	0.118%
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	4,625件	7件	0.151%
難病患者に対する特定医療費の支給情報	37,820件	66件	0.175%
労働者災害補償給付情報※2	263件	1件	0.380%
その他（12事務）	6,089件	0件	—
合計	8,208万件	8,351件	0.010%

- ※1 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、住民基本台帳情報との突合を11月までに実施、完了。現在、保険者等による確認を実施中。
 ※2 点検対象機関である鳴門署以外の労基署についても確認作業を行い、3件の紐付け誤りを確認。

3. 再発防止対策

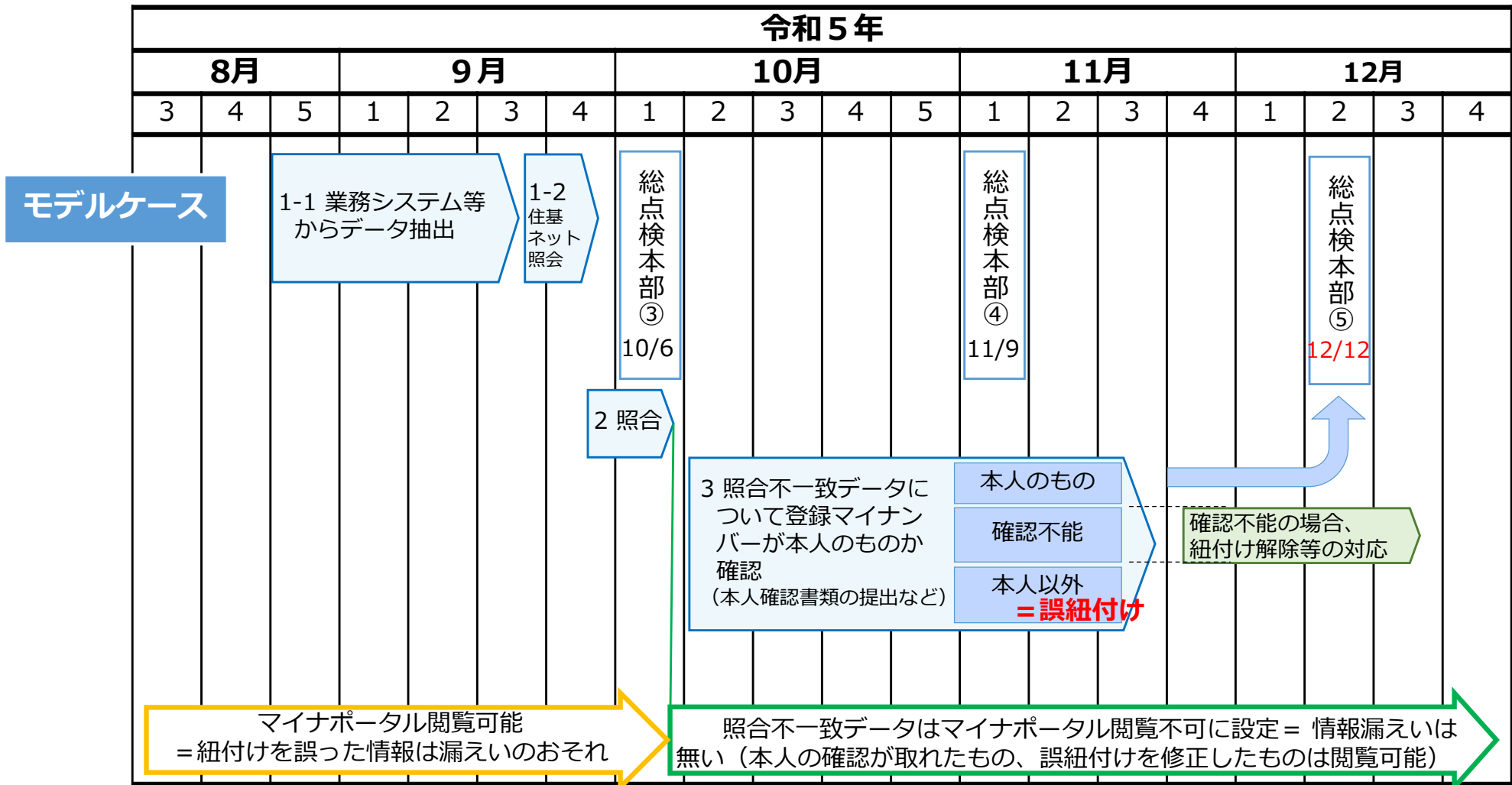
紐付け誤りの主な原因	原因に対応した対策
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの提出がなく、2情報で住基ネット照会した際に複数人のマイナンバーが該当した場合の紐付け誤り 申請書にマイナンバーの記載誤り 本人と家族のマイナンバーの取り違い 	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令等改正（9月） ①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②提供されたマイナンバーの真正性の確認、③住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを明記した「マイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」の策定（10月） 原則4情報でのマイナンバー照会以外は回答不可とするJ-LISの照会システム改修（12月）

（※）更なる再発防止対策として、以下の取組を実施。

- 本人確認の際にマイナンバーの真正性の確認を行うといった、**通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底**
- マイナンバーカードからマイナンバーをデジタルな方法で読み取る方法の普及による**マイナンバー登録事務のデジタル化**
- 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関・制度所管省庁・デジタル庁で情報共有し、直ちにデータ修正するための**デジタル庁を司令塔とする組織横断体制の構築**（7月）

総点検のスケジュール

- 各々の機関の事情に配慮しながら、原則11月末までに、個別データの点検（マイナンバー+基本4情報データの抽出 ⇒ 照合 ⇒ 不一致データについて登録されたマイナンバーが本人のものか確認）を実施。
- 9月末、10月末に進捗状況を取りまとめ、翌月に総点検本部を開催し公表してきた。今回の総点検本部では、これまで行ってきた総点検の結果を報告。



総点検の対象事務・対象機関

○ 全体の点検結果について

点検対象件数：8,208万件、本人確認作業が終了した件数（割合）：8,206万件（99.9%）※1

紐付け誤りのあった件数（割合）：8,351件（0.01%）※2

事務 (それぞれの情報に関する事務) ※3	点検対象機関数※4	点検対象件数
健康保険証情報※5	1,313	1,571万
共済年金情報	7 (全団体)	507万
公金受取口座情報	1 (全団体)	5,622万
所得・個人住民税情報	34	7,789
児童手当支給情報	8	938
介護保険資格・給付情報	10	110
障害支援区分認定情報	32	2,325
補装具費支給情報	26	195
障害者自立支援に関する給付情報（更生医療）	18	19
障害者自立支援に関する給付情報（育成医療）	14	32
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	5	157,763
障害福祉サービス受給者証情報	35	2,895

事務 (それぞれの情報に関する事務) ※3	点検対象機関数※4	点検対象件数
障害児通所支援給付情報	21	1,023
養育医療費の給付情報	5	23
生活保護情報	19	62,351
中国残留邦人等支援給付支給情報等	1	1
障害者手帳情報	406 (全自治体)	480万
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	1	4,625
障害児入所支援・措置情報（ひとり親支援関係等）	1	929
障害児入所支援・措置、生活援助情報（ひとり親支援関係等）	1	929
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当情報	9	961
障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報（ひとり親支援関係等）	1	929
難病患者に対する特定医療費の支給情報	1	37,820
労働者災害補償給付情報	1	263
合計	—	8,208万

※1 障害者手帳情報の一部（1.5万件）は、照合不一致データについて本人確認作業を継続中であり、本人確認作業が終了した件数（割合）には、含まれていない。

※2 これまでに公表されている紐付け誤りの5,493件も含む。

※3 マイナポータルで閲覧できる情報のうち、世帯、年金（日本年金機構分）、雇用保険等の事務は、紐付け方法が適正であることが確認されたため、点検不要。なお、健康保険証、共済年金、公金受取口座については、先行して点検を行ってきた。

※4 事務ごとの個別データの点検対象機関数。個別データの点検を行ったもののうち、1つ以上の事務の点検を行っている機関は332自治体、労働基準監督署1署（先行点検の事務を除く）。

※5 保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、住民基本台帳情報との突合を11月までに実施、完了。現在、保険者等による確認を実施中（5保険者（加入者約146万人）を対象として11月までに実施した試行実施において検出された誤登録は17件）。

本人確認作業が終了した事務（1/4）

事務名	点検対象件数	紐付け誤りの件数	主な原因	具体的な対策
健康保険証情報	15,713,895	1,142件 (点検対象の0.007%) 1) 閲覧された件数(薬剤情報等): 9件(別途、確認された紐付け誤りにおいて閲覧された件数と合わせて22件) 2) 誤紐付けを解消した件数: 1,142件 ※別途、令和3年10月から令和5年11月30日までの間に7,553件の紐付け誤りを確認。既に全ての紐付け誤りを解消している。	マイナンバーの紐付け方の誤り	1. 届出へのマイナンバーの記載義務を明確化(省令改正) 2. マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底 3. 健保組合における住民票住所の把握を必須化(省令等改正)
共済年金情報	5,066,114	119件 (点検対象の0.002%) 1) 閲覧された件数: 1件 2) 誤紐付けを解消した件数: 119件	マイナンバーの紐付け方の誤り	1. 届出へのマイナンバーの記載義務を明確化(省令改正) 2. 1. で取得したマイナンバーをもとに住基ネット照会を行い、基本4情報の一致を確認
公金受取口座情報	56,216,466	1,186件 (点検対象の0.002%) ※口座登録数: 約6,259万件 1) 閲覧された件数: 215件 2) 誤紐付けを解消した件数: 971件 ※第4回総点検本部(11月9日)から第5回総点検本部(12月12日)までの間に19件の紐付け誤りを確認。当該事案は、紐付け誤りの抽出手法を高度化すべく検知モデルの開発に取り組んできたところ、その過程で、従来の抽出手法では確認できなかった事案を新たに確認したもの(原因: ログアウト漏れ等)。	登録時のログアウト忘れ	1. PC・スマホで申し込む際のシステムを改修 2. 自治体窓口で申し込む際のマニュアルを遵守 3. 1,186名の方に口座変更手續のお願いを通知(予定を含む)
所得・個人住民税情報	7,789	4件 (点検対象の0.051%) (浦添市1件、うるま市1件、八女市1件、熱海市1件) 1) 閲覧された件数: 1件 2) 誤紐付けを解消した件数: 4件	・マイナンバー登録作業時の誤り ・事業所から提出された資料におけるマイナンバーの記載誤り	事務処理の運用の徹底 (各種申告時におけるマイナンバーの記載・確認、マイナンバー照会時の確認)
児童手当支給情報	938	0件 1) 閲覧された件数: 0件 2) 誤紐付けを解消した件数: 0件	—	—
介護保険資格・給付情報	110	0件 1) 閲覧された件数: 0件 2) 誤紐付けを解消した件数: 0件	—	—

本人確認作業が終了した事務（2/4）

事務名	点検対象件数	紐付け誤りの件数	主な原因	具体的な対策
障害支援区分認定情報	2,325	1件 （点検対象の0.043%） （伊丹市） 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：1件	住登外者に係るマイナンバー照会時に本人の情報と同一画面に表示された家族の情報を紐付け	登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底
補装具費支給情報	195	0件 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
障害者自立支援に関する給付情報（更生医療）	19	0件 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
障害者自立支援に関する給付情報（育成医療）	32	0件 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	157,763	152件 （点検対象の0.096%） （島根県7件、秋田県19件、鹿児島県111件、静岡県15件） 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：78件	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に本人と家族等のマイナンバーが両方記載されており、家族のマイナンバーを紐付けたことによる誤り 本人が提出した申請書におけるマイナンバーの記載誤り 同姓同名の別人のマイナンバーを入力したことによる誤り 	<ul style="list-style-type: none"> 登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底 デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請書受領時の本人確認を徹底するとともに、マイナンバー入力時の確認を徹底
障害福祉サービス受給者証情報	2,895	6件 （点検対象の0.207%） （伊丹市1件、可児市4件、雲南市1件） 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：6件	住登外者に係るマイナンバー照会時に本人の情報と同一画面に表示された家族の情報を紐付け	登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底
障害児通所支援給付情報	1,023	0件 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
養育医療費の給付情報	23	0件 1）閲覧された件数：0件 2）誤紐付けを解消した件数：0件	—	—

本人確認作業が終了した事務（3/4）

事務名	点検対象件数	紐付け誤りの件数	主な原因	具体的な対策
生活保護情報	62,351	22件 (点検対象の0.035%) (大田区 5件、山形市 2件、秋田県 1件、池田市 7件、 松江市 7件) 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：22件	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット等によるマイナンバー照会時に複数人が該当した場合の紐付け誤り ・住基システムからのマイナンバー取得時に同一世帯内の別人のマイナンバーと紐付けた ・業務システムにマイナンバーと紐付く別の番号を入力する際に前後のケースを取り違え、結果としてマイナンバーとも紐付けが誤った 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット等によるマイナンバー照会時の紐付け方法について、自治体のマニュアルに盛り込み、これに基づく運用及びチェックを行いマイナンバー等を登録することを徹底 ・デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、複数職員でのチェックを行いマイナンバー等を登録することを徹底
中国残留邦人等支援給付支給情報等	1	0件 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	4,625	7件 (点検対象の0.151%) (栃木県) 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：7件	業務システムに情報を登録する際に入力を誤った	デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請書受領時の本人確認を徹底するとともに、マイナンバー入力時の確認を徹底
障害児入所支援・措置情報（ひとり親支援関係等）	929	0件 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
障害児入所支援・措置、生活援助情報（ひとり親支援関係等）	929	0件 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当情報	961	0件 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：0件	—	—
障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報（ひとり親支援関係等）	929	0件 1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：0件	—	—

本人確認作業が終了した事務（4/4）

事務名	点検対象件数	紐付け誤りの件数	主な原因	具体的な対策
難病患者に対する特定医療費の支給情報	37,820	66件 (点検対象の0.175%) (栃木県) 1) 閲覧された件数: 0件 2) 誤紐付けを解消した件数: 66件	業務システムに情報を登録する際に入力を誤った	デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請書受領時の本人確認を徹底するとともに、マイナンバー入力時の確認を徹底
労働者災害補償給付情報	263	1件 (点検対象の0.380%) (鳴門労基署) 1) 閲覧された件数: 0件 2) 誤紐付けを解消した件数: 1件 ※労働者災害補償給付情報の点検対象機関は、過去に紐付け誤りが1件確認された鳴門労基署1署のみ。 ※その他の労基署についても確認作業を行い、3件(新宿労基署、川崎北労基署、御坊労基署)の紐付け誤りが確認された。なお、上記紐付け誤りについては、既に誤紐付けを解消している。	マイナンバーのシステム登録時に事務処理手引等のマニュアルに定める基本4情報の照合作業を怠ったこと	基本4情報の照合作業等、マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底

事務名	点検対象件数	紐付け誤りの件数	主な原因	具体的な対策
障害者手帳情報	4,798,087 本人確認作業終了 : 4,782,610 本人確認作業中 : 15,477 (5自治体)	5,645件 (43自治体) (点検対象の0.118%) (静岡県180件、宮崎県2,336件、香川県2件、秋田県12件、鳥取市492件、高知県127件、山形県25件、奈良県2件、枚方市3件、愛媛県18件、群馬県57件、広島県2件、長野県1件、宮城県11件、長崎県1,994件、福岡県65件、東京都17件、岡山県51件、栃木県32件、大分市1件、佐賀県22件、和歌山県9件、鹿児島県15件、富山県3件、沖縄県1件、山梨県26件、旭川市1件、青森県1件、千葉県1件、福井県5件、茨城県2件、島根県5件、大阪府8件、岐阜県8件、愛知県23件、福島県5件、熊本県9件、埼玉県8件、鳥取県29件、北九州市3件、岩手県7件、三重県25件、新潟県1件) 1) 閲覧された件数: 6件 2) 誤紐付けを解消した件数: 5,627件	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル作成時に手作業で転記した際の手帳情報の紐付け誤り ・削除すべき情報がシステム上に残り、手帳番号が重複したことによる手帳情報の紐付け誤り ・申請書に本人と家族等のマイナンバーが両方記載されており、家族のマイナンバーを紐付けたことによる誤り ・同姓同名の別人のマイナンバーを入力したことによる誤り など 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての紐付け実施機関において点検 ・デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請書受領時の本人確認を徹底するとともに、マイナンバー入力時の確認を徹底

- 現在、本人確認作業中の自治体においては、マイナンバーが本人のものかどうか、電話や郵送などにより確認を行っている。
- 12月中に本人確認作業が終了する見込み。

※ 「地方自治体におけるマイナンバーの紐付け誤りに関する総点検マニュアル」（8月25日発出）では、各自治体に対して、11月末までに本人確認作業に着手することを求めることとしている。

自治体における点検支援ツールの活用結果

- 個別データの点検に必要な作業のうち2段階目の照合の作業省力化のため、一部自治体の協力を得て、デジタル庁において点検支援ツールを開発。点検対象機関である自治体に対して、本ツールを提供（9月29日）。
- 20自治体において点検支援ツールの活用があり、対象件数は約67万件であった（11月末時点）



【ツールの利用者アンケートの結果】

- 点検支援ツールの利用自治体に係るアンケートの回答結果として、対象件数約67万件のうち8割以上がA判定で目検等が不要となり、照合の判定に係る確認時間を大幅に短縮できたことで、スムーズな点検の実施の支援につながったと考えている。
- 照合の判定結果としては、**A約585,000件（87%）、B約48,000件（7%）、C約36,000件（5%）**。
- ツールの操作性について、5段階評価（簡単1～難しい5）のうち最も多い評価は2であり、「**点検の時間を大幅に削減**することができた」や「項目ごとに判定が分かれていたので、（出力データにおいては）**不一致等の除外が手作業で出来たりと、使い勝手が非常に良かった**です」旨の意見が担当者からあった。

- ※ A：確認不要（完全一致）、B：要確認（入力ミス等による不一致の可能性のあるもの）、C：優先確認（別人への紐付けの可能性が高いもの）
- ※ Cと判定されたとしても、全てが紐付け誤りではなく、Cと判定される多くのものについては、申請者が改姓や住所変更を届出していないことや、申請時にカナ氏名や性別の記入を求めていなかったことが原因である。

省令改正等について

総点検本部第4回資料より抜粋

- 各制度の申請時においては、必ずしもマイナンバーの記載を求めることが明確になっておらず、申請者からのマイナンバーの提供がない場合に、紐付け実施機関側で申請者のマイナンバーを取得する必要があり、その際に、紐付け誤りが生じることもあった。
- 再発防止対策の一環として、マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務のうち、利用者の申請が必要なもの全てについて、申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正（一部、事務によっては、省令改正ではなく、通知の発出や要領の改正で対応）を行った（9月末までに施行済）。

【改正した省令及び発出した通知の一覧】

【省令】

- 健康保険法施行規則（健康保険制度）
- 船員保険法施行規則（船員保険制度）
- 児童福祉法施行規則（児童福祉法による療育の給付）
- 身体障害者福祉法施行規則（身体障害者手帳）
- 生活保護法施行規則（生活保護制度、中国残留邦人等に対する支援給付の支給）
- 私立学校教職員共済法施行規則等（私立学校教職員共済制度）
- 厚生年金保険法施行規則（厚生年金保険制度）
- 国家公務員共済組合法施行規則等（国家公務員共済組合制度）
- 国民年金法施行規則（国民年金制度）
- 地方公務員等共済組合法施行規程等（地方公務員共済組合制度）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給）
- 母子保健法施行規則（養育医療の給付）
- 地方公務員災害補償法施行規則（地方公務員災害補償制度）
- 児童手当法施行規則（児童手当・特例給付の支給）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（特定医療費の支給）

【通知】

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の事務におけるマイナンバーの紐付けの際の確認徹底について（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付け）
- 特別支援教育就学奨励費の事務におけるマイナンバーの紐付けの際の確認徹底について（特別支援教育就学奨励費）
- 職業転換給付金制度における訓練手当支給要領（都道府県）の一部改正について（職業転換給付金制度による訓練手当の支給）

（参考） 申請書の改正イメージ

現行	改正後
○○申請書 ●● 殿 申請者 住所又は居所 氏名	○○申請書 ●● 殿 申請者 住所又は居所 氏名 個人番号

【ガイドライン策定の趣旨】

- これまで、マイナンバーの登録方法の統一的なガイドラインを示してこなかったことから、新規に紐付け誤りが生じないように、再発防止対策の一つとして各紐付け実施機関向けにマイナンバーの登録に係る横断的なガイドラインを策定。
- 本ガイドラインでは、各紐付け実施機関が正確なマイナンバー登録を行うために①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを記載。

【ガイドラインの主な内容】

- マイナンバー登録事務について
 - ・ 申請時のマイナンバー取得の原則化
 - －各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確化
 - ・ 本人確認の手段
 - ・ 住基ネット照会について
 - －氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報で住基ネット照会を行うようシステムを改修中（事務によっては氏名・生年月日・住所の3情報による照会。）
 - ・ 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法
 - －本人から追加情報又は業務システムにて保有する情報により基本4情報から本人を特定
- 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の取組）
- マイナンバー登録事務における実施体制について
- 安全管理措置
- 副本登録について

通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底

～総点検終了後の取組について～

- 総点検終了後も、新規の紐付け誤りを防止することが必要であるため、申請時や更新時といった本人確認の際に、通常業務において定期的なマイナンバーの確認を徹底する。

具体的な取組内容

- **各制度の申請時や更新時といった本人確認の際に、マイナンバーカードの券面等の番号確認（申請書などにマイナンバーの記載がなかった場合は住基ネット照会）を行うこと等により、マイナンバーの確認を徹底**

注：申請時に本人等からマイナンバーの提供を受けることが原則であることから、仮に、申請書などにマイナンバーの記載がない場合には、申請者に対し、記載事項の不備として補正を求める。その上でなお、申請者がマイナンバーを記載しない場合、基本4情報にて住基ネット照会を行う。

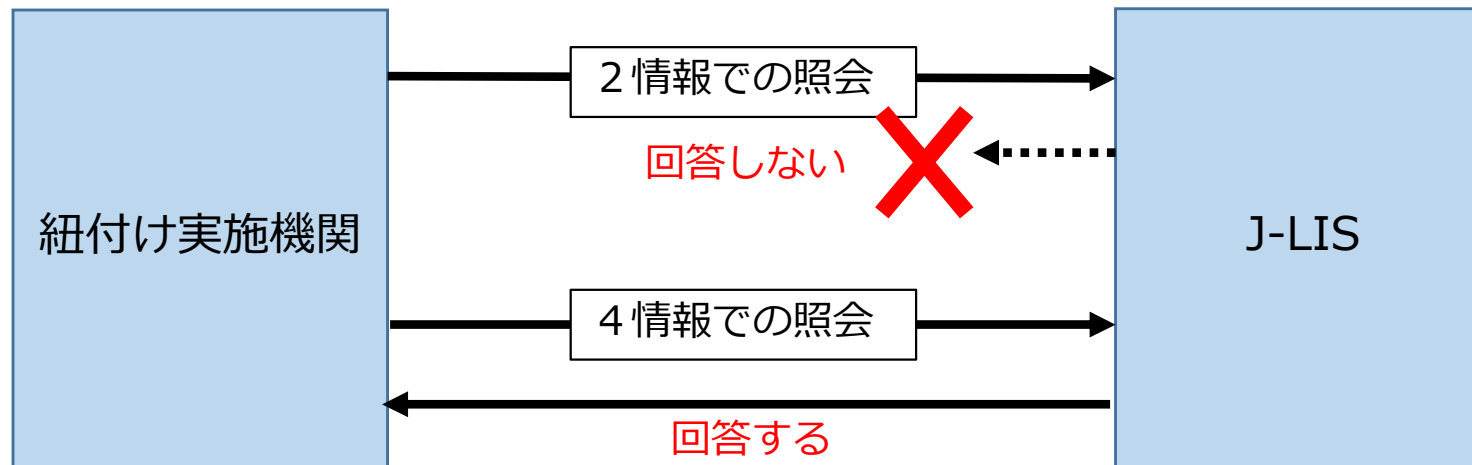
注：正しいと確認されたマイナンバーと業務システムに登録されたマイナンバーが異なる場合は、住基ネット照会を行い、マイナンバーの確認を行った上で、業務システムのマイナンバーを正しいものに登録し直す。

※「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（8月8日総点検本部資料）では、「総点検終了後の今後の取組み」として「定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組を行う」と記載しており、本取組がこれに該当する。

住基ネット照会方法の改修について

- 申請時に申請者本人からマイナンバーの提供がなく、各紐付け実施機関において住基ネット照会により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からマイナンバーを取得する際、基本4情報又は性別以外の3情報による照会を行わなかったことが、紐付け誤りの一因となっていた。
- このため、紐付け誤りを防止する観点から、マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本4情報又は性別以外の3情報（※1）により行うこととし、J-LISにおいて照会システムの改修を実施。
 - ※1 障害児入所支援に係る事務など、制度上、性別を保有していないものがある。
- **12月18日より、照会システムについて改修後の機能を、国の機関等や都道府県、市町村に順次適用（※2）。**
（市町村については、年度末に向けた繁忙期を避けてもらいたいとの意見を踏まえ、令和6年度早期の適用を予定。）
 - ※2 「2丁目1番地2号」「2-1-2」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持。
総点検対象事務のうち、例外的に、生活保護情報に係る事務については、制度上、4情報や性別以外の3情報を保有していない対象者が存在するため、現行の検索機能を維持。

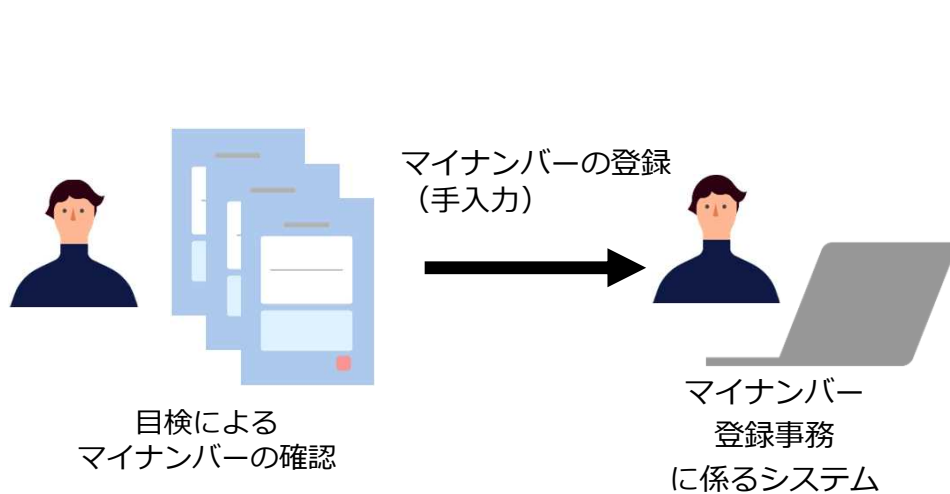
【イメージ図】



マイナンバー登録事務のデジタル化について

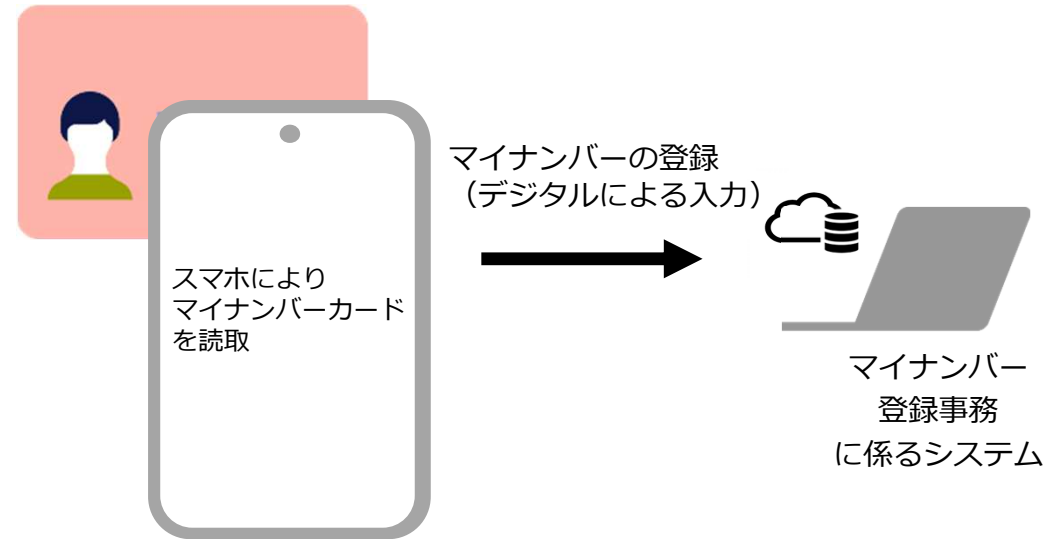
《現状》

人手が介在するマイナンバーの登録



《将来像》

デジタルを活用したマイナンバーの登録



- 各制度に係る事務でマイナンバーを収集する際には、書面の記載や画面の表示から、人の目で読み取って転記をしており、手入力の際に、紐付け誤りが生じることもあった。

- 再発防止対策として、各事務におけるマイナンバーの登録事務について、人手を介さないようデジタル化を行う。

○ 人の手を介さずにマイナンバー登録を電子的に行えるよう、マイナンバーの自動入力を可能とするアプリを広く利用していただけるよう取り組んでいく。

マイナ保険証の不安払しょくに向けたその他の取組状況について

1. 登録済データ全体の確認

- 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、**登録済みデータ全体について住民基本台帳との突合による確認**を実施し、**11月までに突合を完了**。
- 住民基本台帳との突合の結果不一致があったデータのうち、先行して保険者等による確認を行った試行実施分（5 保険者・加入者約146万人を対象）において検知された誤登録は、**17件（0.001%）** ※ うち、双子が4組8件、家族内取り違いが2組4件
（※）不一致データに対する誤登録の発生割合は、①生年月日・性別不一致：3.6%、②氏名等不一致：0.025%
- 試行実施分以外の不一致データ（※）について、**不一致の内容に応じて情報の閲覧を停止。現在、保険者等による確認を実施中。来年春を目途に、確認作業を終える予定**。

（※）不一致データ数（これから保険者等による確認が行われる件数）は、①生年月日・性別不一致が2,779件、②氏名等不一致が約139万件。試行実施の結果に基づく誤登録の推計値は、約450件（①2,779件×3.6%+②139万件×0.025%）。

2. 保険資格データ未登録者への対応

- 本年8月時点で資格情報とマイナンバーが紐付けされず未登録となっていた加入者約71万件（協会けんぽ 約36万件、それ以外の被用者保険・国保組合 約35万件）について、保険者より事業主経由で個人番号等の提出を依頼。現在までの対応状況は以下のとおり。
 - ・ 約69万件につき事業主への対応を完了。
 - ・ うち、海外在住（マイナンバー未付番）、資格喪失等により対応不要が約7万件
登録済みが約33万件（協会けんぽ 約11万件、それ以外の被用者保険・国保組合 約22万件）
事業主・本人からの提出を得られなかったものが約30万件（被用者保険・国保組合加入者の約0.37%）
（事業主の協力を得られなかったケースは、年内に保険者から本人に直接、提出を依頼。保険証廃止後まで提出がない場合は資格確認書を送付。）

3. オンライン資格確認と保険証の負担割合等の相違事案への対応

- 9/29に公表した相違事案の事例のパターンについて、各保険者で再点検を実施し、15,879件の相違が判明。前回調査での判明件数（5,695件）と合わせると、加入者の0.018%（21,574件）。これらはいずれも、**最終的に被保険者は正しい負担割合等で負担**。
- 事務処理誤りやシステムの仕様による負担割合等の表示誤りを防ぐため、**10月以降順次、保険者システムの改修を行っており、原則として今年度中に実施**。（例：10月下旬には、後期高齢者医療や国民健康保険の一部システムの改修を実施済）
- **来年夏までに、オンライン資格確認で負担割合等が正しく表示されているか定期的に保険者がチェックする仕組みを導入**。

マイナ保険証の過渡期の対応（デジタルとアナログの併用）

○ 医療DXのパスポートとして「マイナ保険証」によるオンライン資格確認が原則へ。

- ① マイナ保険証を保有していない方には、必要な保険診療を受けられるよう **資格確認書** を申請によらず交付
- ② マイナ保険証の保有者には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう **資格情報のお知らせ** を送付
(※) 併せて、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルにログインすることでご自身の資格情報を確認いただけることについても、広く周知していく。

マイナ保険証を保有していない場合

- ・マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付
具体的には、現行の健康保険証の有効期限の終了時（※）や転職・転居時に、健康保険証に代えて、資格確認書を交付（※施行後、最大1年間使用可能）

スマホダウンロード対応の
資格情報表示のイメージ



The image shows a smartphone screen displaying a table of health insurance qualification information. The title is '健康保険 資格情報' (Health Insurance Qualification Information). The table has two columns: '項目' (Item) and '内容' (Content). The data is as follows:

項目	内容
保険者名	●●組合
記号	1
番号	999999
枝番	01
負担割合	3割
氏名	山田花子

マイナ保険証保有者で、スマホをお持ちの方の場合

- ・スマホ保有者は、スマホ（マイナポータル）でご自身の資格情報を確認可能（来年春から資格情報のスマホダウンロードも対応）
- ・来年以降、スマホにマイナ保険証機能を搭載した「スマホ保険証」を導入
- ・停電などマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマホの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能

マイナ保険証保有者で、スマホ対応が難しい方の場合

- ・マイナ保険証の保有者にお送りする「資格情報のお知らせ」により、ご自身の被保険者資格を把握可能（マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、マイナ保険証とともに提示することで受診いただける）

マイナンバーカード取得の円滑化の取組状況

1. 顔認証マイナンバーカード

認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、**暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。**

(顔認証マイナンバーカードイメージ)

- ⇒ ・ご高齢者やそのご家族、福祉施設等のご意見を踏まえ、導入に向けた検討を実施。
市町村の意見を踏まえた制度設計とし、市町村において、事前に情報提供した事務フロー等に基づき、準備を実施。
- ・ **令和5年12月15日導入開始**



2. 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル

本年8月に策定した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」について、「顔認証カード」の導入開始に合わせ、改訂（令和5年12月12日発出）。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、**介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進。**

- ⇒ ・ 厚生労働省が実施している個別の福祉施設等に対する出張申請の希望調査の回答について、12月中に、総務省から個別の市町村に提供し、出張申請受付の実施を依頼。

3. 郵便局におけるカード申請受付・交付

住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きができるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進。自治体が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施。

- ⇒ ・ 現在、3団体がサービス実施予定であるが、サービス実施に関心のあるとしている約200団体を含む関連自治体に対して、日本郵便支社から電話や訪問等によるアプローチを実施中。

4. 特急発行

新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。（※令和6年秋までに体制を構築）

- ⇒ ・ J-LISにおいてシステム改修に着手済み

医療DXの基盤となるマイナ保険証

電子処方箋

処方・調剤情報をリアルタイムで共有
→ 併用禁忌・重複投薬を回避

電子処方箋管理サービス



電子カルテ

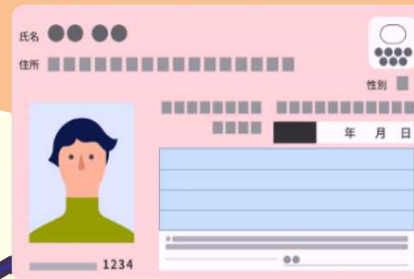
- 医療機関間での文書のオンライン送信、診療に必要なカルテ情報の共有
- マイナポータルでの自己情報閲覧 (PHR)

電子カルテ情報共有サービス (仮称)



確実な本人確認により
なりすましを防止

オンライン資格確認等システム



レセプト返戻の減少

高額療養費の自己負担
限度額を超える分の
支払を免除

マイナ保険証
→将来的には、スマート
フォン1台で受診可能に

患者本人の健康・医療
データに基づくより良
い医療の実現

診察券・公費負担医療の
受給者証とマイナンバー
カードの一体化



救急医療における
患者の健康・医療データ
の活用



「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施状況について

- より良い医療の提供のため、マイナ保険証の利用促進が重要であり、厚生労働省やデジタル庁等の関係省庁が連携し、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施。

医療機関へのアプローチ

- 1 マイナ保険証利用の好事例の厚生労働大臣視察とPR、関係団体との意見交換、団体の取組促進
- 2 公的病院・公立病院に対するマイナ保険証利用促進の要請
 - ※ 厚労省所管団体が開設する医療機関に対し、利用率目標の設定と進捗管理、専用レーンや担当者による声掛け・案内の実施を要請。
 - ※ 関係省庁と連携し、厚労省所管団体以外が開設する公的医療機関等に対し、厚労省の対応を踏まえた対応を実施するよう要請。
 - ※ 今後、民間医療機関等の取組促進のため、利用実績を個別に通知するなどの実施に向けて検討。
- 3 意見交換会の開催
(厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加)
- 4 医療機関等の好事例、システムトラブル時の対応ノウハウの医療機関向けマイナ保険証活用セミナー
- 5 経済対策による医療機関等への支援等
 - ・マイナ保険証利用促進のための医療機関・薬局への支援や医療機関等における顔認証付カードリーダー増設を支援（厚労省補正予算217億円）
 - ・マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするための医療機関・薬局のシステム改修支援（デジタル庁補正予算42.1億円）

保険者・被保険者へのアプローチ

- 1 マイナ保険証・カードリーダーのデモ体験の実施、使い方動画・チラシの作成
 - ・市町村役場、鉄道駅、イベント会場等でデモ体験会を開催（8月～随時）
 - ・使い方動画・チラシを作成し、HPやSNS(デジタル庁公式X、note)で情報発信。上記体験会でも活用。
- 2 国共済・地共済等でのマイナ保険証利用促進の要請
 - ・関係省庁を通じて、組合員等への積極的な広報を要請
- 3 意見交換会の開催【再掲】
(厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加)
- 4 保険者によるチラシ、メール等を活用した加入者へのマイナ保険証利用勧奨
- 5 政府広報を通じた周知
 - ・政府広報としてインターネットバナー広告
- 6 経済対策によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化の周知・広報
 - ・医療保険者を通じて加入者への周知広報を実施（厚労省補正予算41億円）

令和5年12月12日 マイナンバー情報総点検本部での岸田総理大臣指示

- マイナンバーの紐付け誤りの事案が確認され、国民の皆さんに不安を招いていることを重く受け止め、本年6月以来、政府を挙げて、マイナンバー情報総点検を進めてきました。この間、総点検に御協力いただきました自治体や関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。
- 本日、現時点での総点検の結果報告を受けましたが、点検対象件数8,208万件のうち99.9%のデータについて本人確認を終了し、残る障害者手帳情報の一部のデータについても、12月中に終了できる見通しであることから、総点検の完了のめどが立ったことが確認できました。
- 今回の総点検で、既に公表されているものを含め、8,351件、割合で言うと0.01%の紐付け誤りが判明いたしました。これらについては、閲覧を停止した上で、各自治体等において、既に、紐付け誤りの修正作業を進めています。
- 今後は、再発防止対策を講じつつ、通常業務において、定期的にマイナンバーの確認を徹底していくフェーズに移行いたします。各大臣においては、
 - ・ 厳格化した法令及びガイドラインに基づき、申請時や更新時におけるマイナンバーの確認を徹底するとともに、住基ネット照会の厳格化に向けて、J-LISの新たな照会システムの自治体・国の機関等への提供を18日より開始してください。
 - ・ さらに、人の手を介さずにマイナンバー登録を電子的に行えるよう、マイナンバーの自動入力を可能とするアプリを、広く提供してください。
- 次に、健康保険証については、総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、登録済みの全データについて確認を実施しています。本日の武見大臣からの報告では、来年春頃に、不一致データの確認作業を完了する見通しです。
- その上で、マイナ保険証への移行に際しては、健康保険証の廃止後も、最大1年間は、現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず、資格確認書を発行いたします。このように、デジタルとアナログの併用期間をしっかりと設けて、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただける環境をつくります。さらに、暗証番号の設定が不要な顔認証カードの交付や、特急発行の仕組みの構築など、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進めます。
- こうした国民の不安払拭のための各般の措置の進捗状況を踏まえ、法令に基づき、予定通り、現行の健康保険証の発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することといたします。
- マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤です。医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすまし防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DXを進める上での基盤です。まずは一度、国民にマイナ保険証を使っていただき、より質の高い医療などメリットを感じていただけるよう、医療機関や保険者とも連携して、利用促進の取組を積極的に行ってまいります。